

# 財務省・国税庁 説明資料

平成 26 年 10 月 9 日

# 「ふるさと納税」に係るこれまでの取組及び今後の対応予定等

## 1. 平成25年分確定申告期（平成26年2月～3月）における取組

- 印刷物の対応  
「平成25年分確定申告の手引き」のお知らせ欄に、「ふるさと納税をされた方」に対する説明文を追加  
(参考) 確定申告の手引き印刷冊数=1,837万冊
- 確定申告書等作成コーナーの対応  
確定申告書等作成コーナーを使用して申告書を作成する方向けに「ふるさと納税の場合の操作例（昨年までは、寄附金控除に係る操作例。）」を新たに作成するとともに、「トップ画面のお知らせ」欄にその案内を追加  
(参考) 平成25年分確定申告期における同操作例へのアクセス件数は113,934件（前年12,097件：941%）
- 国税庁ホームページの対応  
「ふるさと納税に係る確定申告書を作成する方」向けの動画番組（Web-Tax-TV）を作成し、上記操作例とともに、「確定申告特集」ページに、その案内を追加

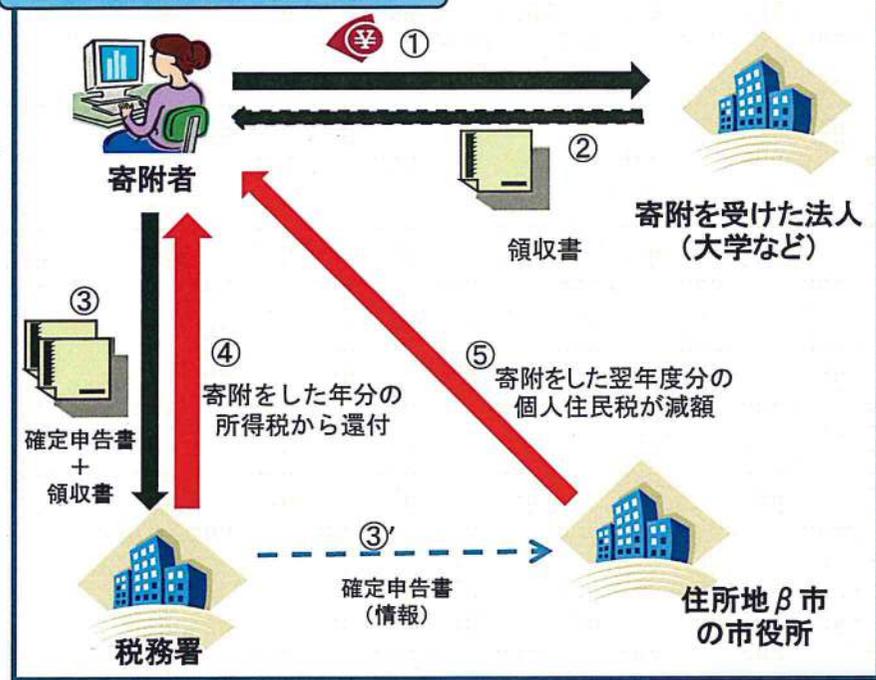
## 2. 平成26年分確定申告（平成27年2月～3月）に向けた更なる取組

- 印刷物の対応  
「ふるさと納税」をされた方がより確定申告書の記載をし易くなるよう、「平成26年分確定申告の手引き」の寄附金控除欄や記載例などに「ふるさと納税」の文言を追加  
確定申告書等作成コーナーを使用する場合の「操作例（総務省作成版）」を新たに作成し、地方団体が寄附者へ証明書を送付する際に同封するなどの対応について、総務省と協議中
- 確定申告書等作成コーナーの対応  
操作が分からない時に参照する「よくある質問」の「特に多い質問」ページに、「ふるさと納税」項目を新たに追加し、操作者が「ふるさと納税」に関する情報を探しやすくする。

# 寄附金控除の概要

参考資料

## 寄附金控除の手続き



## —具体的な流れ—

- ① 寄附者が法人等に対して寄附を行う
- ② 寄附を受けた法人は、領収書などを寄附者へ渡す
- ③ 寄附者は、所得税の寄附金控除を受けるために、領収書を添付して税務署に確定申告を行う
- ④ 寄附者は、寄附をした年分の所得税額から還付を受ける
- ⑤ 寄附者は、寄附をした翌年度分の個人住民税が減額される

← 寄附金額 A万円 ① →

適用下限額 2千円	所得税(国)	個人住民税(地方)
	所得控除 <sup>(※1)</sup> ④	税額控除 <sup>⑤</sup> (基本分) <sup>(※3)</sup>
	(A万円-2千円) × [5~40%] <sup>(※2)</sup>	(A万円-2千円) × 10%

国からの控除

地方(β市)からの  
控除

合計控除額

(A万円-2千円) × [15~50%]

※1 所得控除の対象となる寄附金額は所得金額の40%を限度。

※2 所得税の限界税率(5~40%)。

※3 税額控除(基本分)の対象となる寄附金額は所得金額の30%を限度とし、控除額はβ市の個人住民税から控除。